

利用申込書・利用継続申込書

(2026年度アクト岡山GKスクール)

ふりがな お名前	学年 小学・中学・高校 年生 (令和8年4月1日時点)	
ふりがな 所属チーム又は学校		
携帯電話	— —	備考欄
固定電話	— —	
メールアドレス等(任意)		

その他指導に関する事項

(1) 競技歴 サッカーの経験年数 年、GKの経験年数 年、 トレセンへの参加 あり・なし、サッカー以外のスポーツの経験 あり・なし
お子様の健康状態についてご回答ください。 (2) 今までにかかったことのある病気に○をつけてください。 また、目、耳、鼻は注意病状を記入してください。 1) 貧血 2) 蓄膿症 3) 気管支喘息 4) 慢性気管支炎 5) 結膜炎 6) 腎炎 7) 低血圧 8) 高血圧 9) 心臓障害 10) 中耳炎 11) 内耳疾患 12) 角膜炎(実質・表層) 13) てんかん 目() 耳() 鼻()
(3) 体質について該当する事項に○をつけてください。 1) 総体的に健康である 2) アレルギー体質である 3) 風邪をひきやすい 4) 虚弱体質である(疲れやすい) 5) 扁桃腺がよく腫れる 6) 腹痛をおこしやすい 7) じんましんがよくでる 8) 頭痛をおこしやすい

以下の条件を満たし、アクト岡山GKスクール利用規約に同意しますので、アクト岡山GKスクールに利用を申し込みます。

- (1) 本スクールの目的及び本規約に賛同し、規約を厳守するものであること。
- (2) トレーニングに支障のない健康状態にあること。
- (3) 所属チーム等の責任者の承諾を受けていること。
- (4) 本スクールでの活動を目的として、スポーツ傷害保険に加入していること。
- (5) 親権者その他の法定代理人の同意を得ていること。

令和 年 月 日

保護者氏名(署名)

アクト岡山GKスクール利用規約

- (定義)
- 第1条 本規約は、スクール生及びスクール生であった者並びにスクール生になろうとする者に適用される。
- (運営・管理)
- 第2条 アクト岡山GKスクール(以下、「本スクール」という。)の名称は「アクト岡山GKスクール」とし、アクト岡山合同会社の運営するアクト岡山サッカークラブ(以下、「アクト岡山」という。)が管理及び運営を行う。
- 2 この規約において「スクール生」とは、本スクールを利用する選手をいう。
- (所在地及び運営等)
- 第3条 アクト岡山は、本スクールの運営事務局をアクト岡山と同一の所在地に置く。
- 2 本スクールの運営に係る事務は、運営事務局及びその他の必要な場所において行う。
- 3 本スクールの主たる活動場所は、北長瀬を中心とした公共の施設とする。
- (目的)
- 第4条 本スクールは、ジュニア(4種:小学生年代)、ジュニアユース(3種:中学生年代)、ユース(2種:高校生年代)のゴールキーパーに係る一貫指導体制を確立することにより、選手間の相互の競争及び協調等を促すことで、学校及びチームの枠組みを超えた活動の中で、長期的な視野で選手を育成することを目的とする。
- (利用資格等)
- 第5条 次の各号に掲げる条件を全て満たす者であれば、第5条に定める利用手続を行うことで、本スクールを利用できるものとする。ただし、アクト岡山において、その者による利用がふさわしくないと判断したときは、この限りでない。
- (1) 本スクールの目的及び本規約に賛同し、規約を遵守するものであること。
- (2) トレーニングに支障のない健康状態にあること。
- (3) 所属チーム等の責任者の承諾を受けていること。
- (4) 本スクールでの活動を目的としてスポーツ傷害保険に加入していること。
- (5) 親権者その他の法定代理人の同意を得ていること。
- (利用手続)
- 第6条 スクール生は第9条に規定する利用料を支払い、本スクールを利用するものとする。
- 2 初めて本スクールを利用する者は、次の各号に掲げる事項が記載された利用申込書を本スクールに提出したうえで、本スクールを利用するものとする。ただし、第4号の緊急連絡先に変更があった場合には、年度の途中であっても速やかに当該緊急連絡先を本スクールに申出なければならない。
- (1) 氏名
- (2) 学年
- (3) 所属チーム又は学校の名称
- (4) 緊急連絡先
- (5) その他指導に関する事項
- 3 翌年度も利用を希望するスクール生は、当該年度の最初の利用日又はその他アクト岡山が適当と認める時期までに、前項に掲げる事項を記載した利用継続申込書を提出するものとする。
- (練習日及び時間)
- 第7条 本スクールの練習日及び時間については、アクト岡山が定めたスケジュールによるものとする。
- 2 前項のスケジュールは、アクト岡山に係るホームページの練習予定表に示すものとする。
- 3 悪天候、災害及びその他のやむを得ない事情で、定められた練習日及び時間等を変更又は中止する場合は、前項の練習予定表に掲載するものとする。
- (指導内容)
- 第8条 日本サッカー協会が刊行するサッカー指導教本等を参考に、それらに基づく個別の具体的な練習方法により、アクト岡山のコーチが指導を行うものとする。
- 2 アクト岡山は、必要と認めた場合は、関係機関に所属する指導者を招き、指導を行うことができる。
- (利用料)
- 第9条 本スクールを利用する者は、練習日当日にアクト岡山GKスクール利用料規約(以下、「利用料規約」という。)に定める利用料を支払うものとする。
- 2 いったん納入された利用料は返金できないものとする。
- 3 アクト岡山は利用料規約で定めるところにより、本スクールの利用料を免除することができる。
- 4 アクト岡山は、利用料の納入について、必要と認められる措置を講じることができる。

(2026年度アクト岡山GKスクール)

アクト岡山GKスクール利用料規約

- (定義)
- 第1条 この規約は、アクト岡山GKスクール利用規約第9条第1項の規定により利用料を定めるものである。
- (利用料)
- 第2条 本スクールの利用料は次の各号に掲げる金額とする。
- (1) 北長瀬未来ふれあい総合公園多目的広場、大野小学校及び御南中学校等の土のグラウンドで開催する場合 500円
- (2) 岡山ドーム内及び瀬崎町総合公園多目的広場サッカー場等の人工芝グラウンドで開催する場合 1,000円
- (3) 前各号に掲げる金額はその他の場合に準用する。
- (免除)
- 第3条 以下のスクール生については、利用料を免除する。
- (1) 初めて本スクールを利用するスクール生
- (2) アクト岡山の所属選手及び練習生であるスクール生(アクト岡山サッカークラブ規約第7条に規定する月会費を負担又は同月中に負担する見込みであるスクール生をいう。)
- (規約の発効)
- 第4条 本規約は、2023年3月1日から発効する。